



住民グループ・専門家

事前相談後、申請していただきます※1

支援を決定いたします

報告書を提出していただきます※2

助成金をお支払いいたします※3



公社

※1 まちづくり相談費の助成及び、まちづくりの基本調査費・まちづくりの施設整備費を希望する場合は、公社が認定した「まちづくり専門家」の中から、専門家を指名していただきます。

※2 まちづくり活動費の報告は「住民グループ」が行い、まちづくり相談費及び、まちづくりの基本調査費・まちづくりの施設整備費の報告は「専門家」が行います。(助成が複数年に亘る場合は、年一回、公社に活動報告を行っていただきます)

※3 助成金は「後払い」となります。

### 東京都都市づくり公社の「まちづくり支援事業」では…

本支援制度の他にも、まちの抱える課題やまちづくりの方向を考える「まちづくり研修会」及び「調査研究」の実施、まちづくりに関する資料等を提供する「まちづくり資料室」の運営を通して、住民の方々のまちづくりへの参加を支援しています。

#### ■まちづくり研修会

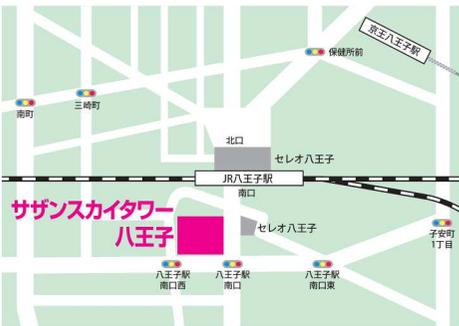
都民や、自治体職員に対し、まちづくりに係る事例などの知識を習得してもらうため、東京のまちづくりに関するタイムリーな情報を発信することを目的に、毎年開催しています。

#### ■まちづくり資料室

東京の都市計画に関する図書、都市計画行政に携わった方々の資料等を中心に、1930年代の「東京都市計画概要」、'40年代の「特別都市計画法資料」、'50年代の「東京都復興土地区画整理事業概要」'60~'70年代の「多摩ニュータウン」の資料のほか、東京の都市計画策定上、貴重な首都圏整備計画(昭和33年)、東京都三多摩地方総合都市計画説明書(昭和33年)等を保管しています。

下記本社に併設されており、平日執務時間中はいつでも閲覧できますので、興味のある方は事前にお問い合わせいただければ、ご案内させていただきます。

蔵書はホームページからも検索可能です。 [まちづくり資料室](#) [検索](#)



■お問い合わせは  
公益財団法人 東京都都市づくり公社  
事業企画部公益事業課  
まちづくり支援係

URL: <http://www.toshizukuri.or.jp/information/shien>

〒192-0904 東京都八王子市子安町4丁目7番1号  
サザンスカイタワー八王子7階  
電話 042-686-1910  
FAX 042-686-1909  
Eメール koueki@toshizukuri.or.jp

# 東京都都市づくり公社の まちづくり支援事業

まちづくりって  
誰に相談すれば  
いいの？

地域の元気を  
とりもどすには  
どんな方法があるの？

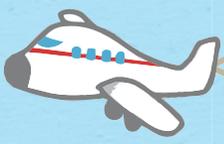
まちづくりって  
何をすればいいの？

魅力的なまちに  
するにはどんな方法が  
あるの？

まちづくりの  
ルールはどうやって  
つくるの？



公益財団法人 東京都都市づくり公社



# 都市づくり公社の“まちづくり支援制度は” 住民の皆さんの、初期段階のまちづくりを応援します

**公社のまちづくり支援制度とは**  
まち（地域）が抱えている課題を解決するため、地域の皆さんによる自発的なまちづくり活動を支援する制度です。

**START**  
まちづくりとは…  
ある地域が抱えている課題を解決するために活動することです。

これからのまちづくりは、地域に住んでいる住民の皆さんが主役です。より良いまちづくりのためには、地域住民の皆様の自発的な取り組みが不可欠です。公社は、そうした皆さんの取り組みを応援します。お気軽にご相談ください。

**GOAL**  
※報告会での発表

**支援の要件**  
(両方を満たすこと)  
要件1：東京都内にあり、1街区または約2,000㎡以上の区域であること。  
要件2：区域内に居住し、まちづくりを行う意思のある住民が5人以上いること。

**まちづくりの発意**  
まちの課題が見つかる

地域が抱えている課題を解決したい

「まちづくり活動費」  
「まちづくり相談費」  
合わせて  
50万円まで追加

**まちづくりの施設整備費の助成**  
まちづくり活動により行う公園や道路等の公共空間及び私有地上の空間（公共空間に準ずる空間）整備するために係る設計費、工事費、工事管理費、器具及び材料費用等を助成します。  
500万円まで

**まちづくりの基本調査費の助成**  
まちづくり活動により行う調査費用、基本構想及び基本計画案の作成費用、事業手法の検討の費用等を助成します。  
500万円まで

支援申込  
審査・決定

審査・決定  
支援申込

審査・決定  
支援申込

審査・決定  
支援申込

**まちづくりの相談**  
課題の解決方法を探る  
**まちづくり相談費の助成**  
公社が認定した「まちづくり専門家」に対し、住民グループのまちづくり相談費を助成します。(1回3万円)

**まちづくりの勉強会**  
課題について話し合う  
**まちづくり活動費の助成**  
住民グループが勉強会を開催するなど、まちづくり活動の経費(会場費、通信費、印刷費、見学会の交通費)を助成します。

**まちづくり活動の継続支援**  
●住民グループ以外への説明会等開催

**支援の要件**  
両方を満たすこと  
●住民グループ以外への説明会等開催  
●区域内住民の過半数の合意

**すべてを満たすこと**  
●住民グループ以外への説明会等開催  
●影響範囲内住民の2/3以上の合意  
●土地所有者等及び自治体の同意  
●維持管理計画の提出

「まちづくり活動費」  
「まちづくり相談費」  
合わせて  
50万円まで

**支援決定以降**

具体的な計画策定の支援  
**まちづくりの基本調査費**

施設整備の支援  
**まちづくり施設整備費**

※この間の活動を進化したい